

三監第51号
令和7年8月22日

請求人様

三島市監査委員 今井信義

三島市監査委員 大房正治

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年6月25日付け第2号で提出のありました三島市職員措置請求書については、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を具備していないものと判断し、却下したので通知いたします。

記

1 請求人の主張

本件請求人は、三島市消防団第一分団が町内会及び自治会を通じて地域住民から法的根拠なく「地域協力金」等の名目で、町内会会計から強制徴収に近い手法で金銭を徴収したことは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の5（割当的寄附金等の禁止）、法第210条（総計予算主義の原則）、三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例施行規則（昭和42年規則第29号）第9条第6号において違法であり、これら行為に対して豊岡市長ほか関係職員が、黙認、放置し是正措置を怠っていることは、法第242条に定める「財務会計上の行為または怠る事実」に該当する。

よって、不適切な収入と判断された場合、第一分団管轄全町内会より徴収された令和7年度分、5,346世帯、総額3,474,900円を三島市から各町内会及び自治会に速やかに返還するべきであると主張したものである。

2 却下の判断

市長から提出された弁明書及び証拠書類により以下のとおり判断した。

（1）消防分団の法的性質について

金沢地裁平成29年11月14日判決では、「消防分団は市が消防事務を処理するために設ける「消防団」（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号）であるが、そもそも、消防団は、自らの意思で参加した住民有志により組織されている機関であることから、その機関の存続そのものが当該地域の住民の意思に依存性を有する機関であると解されるとし、消防分団は市の機関としての性質を有する一方で、消防事務には含まれない活動を行う有志の団体としての性質も有し

ているものと認められる。」と判示され、最高裁昭和39年10月15日第一小法廷判決では、「消防分団が団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している場合には、権利能力なき社団として、財産の帰属主体となりうる。」と判示されており、「本件寄附金は被告市そのもの、あるいはその一組織としての消防団に対してなされたものではなく、地域の消防に資する活動や地域の親睦・振興の活動を行う消防団員の総体としての消防団の分団に対して、活動の補助やねぎらい等の趣旨を含めて交付されたものと解するのが相当」とし、「権利能力なき社団である消防団の分団に帰属するものと考えるのが相当であり、被告市に帰属するものとは認められない。」と判示されている。

(2) 地方財政法第4条の5（割当的寄附金等の禁止）に基づき違法であるとの請求人の主張について

本条において「地方公共団体は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。」と規定されている。前記において消防団は市が設置した機関であると同時にその沿革から、地域住民有志が自主的に組織した団体でもあり、地域のために活動し地域に根付いた団体という特殊な性格を有している。このような歴史的背景により、自治会及び町内会（以下、「自治会等」とする。）は、消防分団の地域の活動支援や消防団員への感謝、慰労の趣旨で、自治会等の総会における意思決定を経た上で、地域住民が任意で地域協力金として提供したものと考える。また、消防団は消防組織法に基づく市の機関ではあるものの強制徴収する法的な権限を有していないことや、会員である地域住民は不合理な強制的な支出については拒むことができる立場であることからすると、地方財政法第4条の5に違反し強制的に徴収しているとは言えない。

(3) 法第210条（総計予算主義の原則）に基づき違法であるとの請求人の主張について

前記のとおり、地域住民から感謝、慰労を趣旨として寄附されたものと解する。このことから、町内会及び自治会が集めた消防団協力金は、権利能力なき社団として、財産の帰属主体となりうる消防団第一分団に属するものであると解する。また、市長からの弁明書において、自治会等から市に対して寄付採納の手続がなされた事実もないことから、市の会計に帰属されるものとは言えず、市が寄付金として受領し会計処理を行うことは適切ではない。

- (4) 三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例施行規則第9条第6号「消防団又は消防団員の名義をもって、みだりに寄附を募集し、又は営利企業をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。」に基づき違法であるとの請求人の主張について

前記のとおり、当該協力金は地域住民からの任意により長年の慣習によって継続されたものであること、各自治会長に当該年度の消防分団の会計報告を行い、その際の自治会長への出席依頼の通知に、世帯数及び金額を記載し寄付金額を事前に周知していることから、計画性もなくみだりに寄附を募集したとは言えない。

- (5) 法第242条に定める「財務会計上の行為又は怠る事実」に該当するとの請求人の主張について

住民監査請求の対象となるものは、法第242条第1項の規定により、①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実、である。①から④が財務会計上の行為、⑤・⑥が財務会計上の不作為（怠る事実）である。そして、これら6種類の総称を、「財務会計上の行為又は怠る事実」と指称する。

本請求で請求人はこれら6種類の何れかの行為に該当するものとして請求されたようであるが、最高裁昭和48年11月27日判決では、「公金の支出、義務の負担ないしは財産上の損失を伴わない単なる収入を発生させるにとどまる行為は、住民訴訟の対象とはできないものと解するのが相当」とされており、また、福岡地裁平成5年8月5日判決では、「住民監査請求の対象となる行為等についても、自治体に積極消極の損害を与え、住民全体の利益に反するものでなければならない。」と解されており、本件監査請求の対象行為は本市に損害をもたらすような関係にない。よって、「財務会計上の行為又は怠る事実」の類型には該当しない監査請求である。

3 結論

以上のことから、本請求は法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断する。